

庁議（令和８年１０月６日）結果について

- 1 開催日 令和８年１０月６日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 産業振興部長、都市整備部長、消防長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長、職員課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主管

6 付議事項

- (1) 紅谷町まちかど広場の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>紅谷町まちかど広場の設置及び管理等に関する条例別表（第７条関係）に規定する使用料の金額を改定する。</p> <p>【内容】 使用料について、現行額から一律２０％引き上げる。</p>
結果	審議の結果承認された。

- (2) 旭地区第３次（高村・出縄・根坂間・公所）住居表示整備事業について（市街地の区域、住居表示の方法）

概要	<p>本市は、わかりやすく、訪ねやすいまちづくりなどをめざし、昭和３９年より住居表示の整備を進めている。旭地区では、令和４年度に第１次（山下、高根、万田）、令和７年度に第２次（徳延、纏、河内）の住居表示を整備した。</p> <p>令和１０年度には、旭地区で最後となる第３次（高村、出縄、根坂間、公所）の住居表示を予定している。地元検討会との検討を重ねるとともに、「市街地の区域ならびに住居表示の方法」について令和８年７月に市住居表示審議会より答申を受けた。このことから、住居表示に関する法律の規定に基づき、令和８年１２月議会に上程する。</p> <p>【参考】市街地区域の面積 約２１７ha （内訳：高村 約２０ha、根坂間 約６３ha、出縄 約６７ha、公所 約６７ha）</p>
結果	審議の結果承認された。

- (3) 平塚市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正の趣旨 令和８年７月３日付け消防予第２７８号消防庁次長通知に基づき、平塚市火災予防条例の一部を改正するとともに、必要な規定を整備するもの。 2 改正の内容 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準の見直しに伴い、規定を整備する。 3 施行日 令和９年４月１日
----	--

結果	審議の結果承認された。
----	-------------

以 上